

## 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科の学外教育研究活動に関する内規

令和 5年 4月 26日  
運 営 会 議 決 定

(趣旨)

第1条 この内規は、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科（以下「本研究科」という。）における教職員及び学生等が行う学外教育活動の安全及び衛生について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この内規における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「学外教育活動」とは、学外における教育又は研究の活動をいう。長崎大学（以下「本学」という。）の敷地内における教育研究活動は除くものとする。
- (2) 「学外教育活動参加者」とは、本研究科が行う学外教育活動（本研究科教育の一環として本研究科以外の者が行う学外教育活動を含む。）に参加する本学の教職員（非常勤講師を含む。以下同じ。）、学生、研究生その他の学外教育活動に関係する者をいう。

(法令遵守の義務)

第3条 学外教育活動参加者は、安全及び衛生に関わる法令並びに本学及び本研究科の規則等を遵守しなければならない。

- 2 学外教育活動のうち、法令により資格又は特別教育を必要と定める活動については、その法令の定める要件を満たさなければならない。

(安全及び衛生の確保)

第4条 学外教育活動参加者は、本学及び本研究科の講ずる安全及び衛生の確保のための措置に従い、その安全及び衛生の確保に努めなければならない。

(学外教育活動計画の策定及び届出)

第5条 本研究科の学生が参加する学外教育活動の責任者（本学の教職員に限る。）は、事前に別記様式により学外教育活動計画を策定し、医歯薬学総合研究科長（以下「研究科長」という。）に届け出なければならない。ただし、年度を通じて頻繁に行うことが予定されている学外教育活動については初回の届出のみとし、当該計画に変更が生じた場合には新たに届け出るものとする。また、事前に当該計画書を提出することが困難な場合には、Eメール等により担当事務を通して研究科長へ報告するとともに、学外教育活動終了後、速やかに提出するものとする。

- 2 前項の届出を行う際、学外教育活動の責任者は次の事項について確認を行うものとし、確認ができない場合は、当該教育活動を見送るものとする。

- (1) 移動手段において、自家用車を使用する場合には、「長崎大学出張における自家用車の使用に関する取扱細則」第4条に規定する「自家用車の基準」に準ずること。
- (2) 学生は、学生教育研究災害傷害保険（以下「学研災」という。）又は当該保険と同等以上の保険に加入していること。海外での学外教育活動を行う場合においては、学研災付帯海外留学保険（付帯海外）又は当該保険と同等以上の保険に加入していること。
- (3) その他活動に必要な法定資格を有していること。

(研究科長の義務及び権限)

第6条 研究科長は、前条の規定に基づき、届出された学外教育活動について、その安全及び衛生が確保され、かつ、法令並びに本学及び本研究科の規則等が遵守されていることを確認しなければならない。

2 研究科長は、前項の確認ができない場合には、学外教育活動計画の見直し及び再提出を求めなければならない。

3 研究科長は、前項の再提出がない場合若しくは再提出後においても第1項に定める確認ができない場合又は生命及び身体に重大な危険を生じさせるおそれがある場合には、当該学外教育活動の中止を命ずることができる。

4 研究科長は、学外教育活動計画の届出を受理した日から1年間これを保管しなければならない。

(届出者の責任及び義務)

第7条 届出者は、本学の教職員でなければならない。

2 届出者は、学外教育活動参加者の安全及び衛生を確保する責任を持ち、安全及び衛生に関わる法令並びに本学及び本研究科の規則等を遵守させる義務を負うものとする。

3 届出者は、研究科長に受理された当該学外教育活動計画を学外教育活動参加者に周知しなければならない。

4 届出者は、本研究科以外の機関等が共同して行う学外教育活動においては、事前に研究科以外の者と協議を行い、学外教育活動に係る安全及び衛生の確保並びに法令の遵守に関しての一体的な措置について取り決めておかななければならない。

(本学以外の機関等における教育活動)

第8条 学外教育活動参加者が学外機関等において活動を行う場合は、その学外機関等が講ずる安全及び衛生の確保のための措置に従わなければならない。

(安全及び衛生が損なわれる事態が発生した場合等の措置)

第9条 届出者は、学外教育活動参加者の安全及び衛生が損なわれる事態が発生した場合又は予見される場合は、速やかに当該被害又は損害に対する最善の対処をしなければならない。

2 前項の場合において、届出者は、速やかに研究科長及び学外機関等における活動の場合には当該機関等の長又は学外活動の実施場所の関連機関等に報告しなければならない。

3 前項の報告を受けた場合において、研究科長は、速やかに本学の担当理事等に報告しなければならない。

(事務)

第10条 学外教育活動に関する事務は、生命医科学域・研究所事務部学務課(大学院)が処理する。

(補則)

第11条 この内規に定めるもののほか、学外教育活動に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この内規は、令和 年 月 日から施行する。

# 学外教育活動届出書

令和 年 月 日

医歯薬学総合研究科長 殿

教職員名 \_\_\_\_\_

下記の計画により、学外教育活動を行うことを届け出いたします。

1. 授業科目名	
2. 活動場所	
3. 活動日程 <small>※繰り返し調査を行う場合は日程を別紙にまとめてもよい</small>	令和 年 月 日( ) ~ 令和 年 月 日( )
4. 宿泊場所 <small>※宿泊する場合のみ</small>	
5. 活動内容	
6. 活動目的	
7. 参加予定人数	名 (別紙名簿を添付)
8. 緊急時の代表氏名・連絡先	TEL — —
9. 利用する交通機関等移動手段	
10. 対象学生の「学生教育研究災害傷害保険」の加入 <small>(第5条第2項第2号)</small>	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 ※当該保険と同等以上の保険に加入していればよい 対象学生全員が加入している場合、「有」に✓を入れてください。 未加入者は、学外教育活動に参加できません。
11. 安全・衛生	安全及び衛生が確保されている <input type="checkbox"/>
12. 法令・規則	法令並びに本学及び本研究科の規則等が遵守されている <input type="checkbox"/>
( 備 考 )	

※上記□には✓をすること。必要に応じて届出書に資料を添付すること。